

# 年 金 あ れ こ れ

## ■国民年金保険料の「免除制度」

国民年金の保険料を納めることが困難なときは、本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下または失業などにより納付することができない場合、申請して承認されると下表のように保険料の納付が免除されます。

全額納付		(保険月額：15,250円)
全額免除		(納付なし)
4分の3免除	4分の1納付	(保険月額：3,810円)
半額免除	半額納付	(保険月額：7,630円)
4分の1免除	4分の3納付	(保険月額：11,440円)

どの免除に該当するかは前年所得により基準が定められおり、被保険者、配偶者及び世帯主それぞれの前年所得が免除の対象となる基準額を下回る場合に承認されます。

また、失業した場合は本人の前年所得にかかわらず、申請して承認されると保険料が免除されます。(免除を申請する日の年度または、その前年度に失業したかたが対象です。)

老後の年金額を計算する際に、保険料の免除を受けていた期間は保険料を納めた期間と比べて、それぞれ減額されます。

### 【老齢基礎年金の計算式】

$$772,800円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{全額免除月数} \times 1}{2} + \frac{\text{4分の1納付月数} \times 5}{8} + \frac{\text{半額納付月数} \times 6}{8} + \frac{\text{4分の3納付月数} \times 7}{8}}{40年(加入可能年数) \times 12月}$$

ただし、減額された保険料を納めないまましていると、その期間は「未納期間」として扱われ、老齢基礎年金の受給資格を得る期間には数えられず、老後の年金額にも反映されません。一部免除納付を認められたかたは、納付分の保険料は必ず納めましょう。

また、免除を受けた期間の保険料は、10年以内であれば後から納めること(追納)ができますので、満額の年金に近づけるためにも是非ご利用ください。

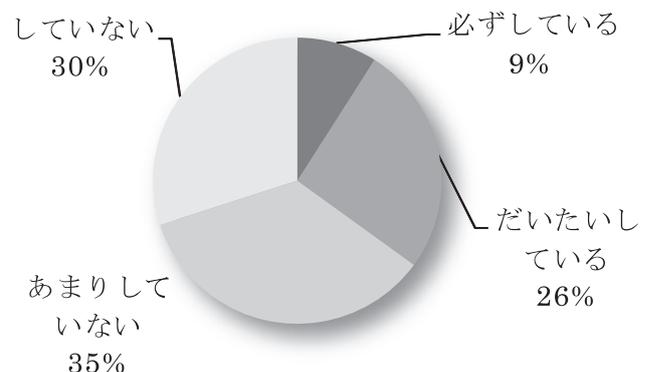
## 保険料納付を忘れずに・・・納めて安心国民年金

# こ れ か ら の 家 庭 教 育

人からもらう幸せだけでなく、人のためにできる幸せもある。

「バスや電車で席をゆずること」を小・中学生の65%は「していない」「あまりしていない」と答えています。弱い人を思いやり行動する愛情や勇気を持った人に育てるためには何ができるでしょう。思いやりの心は、子どもころからの日常における実践を通してはぐくまれます。交通機関という場面に関わらずまず親が率先してやってみせながら、子どもたちが自然に妊婦や高齢者、障がいのある人などが困っているときに声をかけたりすることが出来るようになるように規範の意識を育てていきましょう。

バスや電車で席をゆずる小・中学生の割合



◆「家庭教育ノート」より